

別紙

仕上・設備等の仕様に関する事項（豊実保育園・倉田保育園共通）

項目	要求水準
◆外装	
外観	<ul style="list-style-type: none">・建物のデザインについては、周辺環境及び景観との調和を図ること。・外壁材は、耐久性があり清掃・補修がしやすいものとする。・建具は、アルミサッシとし強化ガラスや複層ガラスとする。
◆内装	
共通事項	<ul style="list-style-type: none">・内装材のホルムアルデヒド等の安全対策を施すこと。（F☆☆☆☆規格品又は同等以上とする）・耐久性とメンテナンス性を確保すること。・仕上げ材は、自然の温かみのある木質系材料及び色彩に配慮した材料を選定すること。・材料は、グリーン調達品・エコマーク取得商品を選定すること。・手すりなど乳幼児が利用するものは、乳幼児の目線・身の丈に合わせて配置すること。・鍵・コンセント等は乳幼児の手の届かない高さに設置すること。・安全対策のため園児の利用する場所の出隅コーナー部には、面取りやコーナーガードを設けること。
床	<ul style="list-style-type: none">・保育室等及び遊戯室は、複合フローリング貼り 12 t とすること。下地は、構造用合板 12 t とすること。・トイレ、調理室は乾式の床とすること。・トイレは、拭き取りがしやすい床面とすること。・滑りにくく、耐摩耗性の高い材料を選定すること。
壁	<ul style="list-style-type: none">・汚れにくく衝撃強度の高い材料を選定するとともに適所に鳥取県産の木材を積極的に取り入れること。
天井	<ul style="list-style-type: none">・保育室等及び遊戯室の天井は、子供の声が反響しにくい仕上（吸音仕様など）とすること。
サイン	<ul style="list-style-type: none">・室名及びピクトグラム等のサインを設置すること。
ホワイトボード	<ul style="list-style-type: none">・事務室内に、無地で 0.9m×1.65m 程度を設置すること。・2～5 歳児室内に、無地で 0.9m×2.1m 程度を 1 か所ずつ設置すること。
◆建具	
共通事項	<ul style="list-style-type: none">・内部建具は、園児が勝手に開け閉めすることがないように、園児が届かない高さに両側どちらからでも施錠できる仕様（両側サムターン錠等）とすること。ただし、防犯性に特に留意すべき事務室等は、鍵による施錠

	<p>ができる仕様とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部建具の戸は、指詰め・指挟み防止処置を行うこと。
諸室扉	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に引戸とする。また、園児が指詰め等することがないように安全に開け閉めできる仕様とすること。 ・0～2歳児の部屋の掃き出し建具には、換気用として主たる戸とは別に片引き格子框戸を設けること。 ・ドアノブについては、乳幼児でも操作しやすいように配慮すること。
収納家具	<ul style="list-style-type: none"> ・ロッカー、掃除用具入れは鍵付きとすること。 ・吊り戸棚の開き扉は、地震時対策として感知式耐震ラッチを設けること。
窓・掃き出し窓	<ul style="list-style-type: none"> ・網戸を設置すること。 ・バックヤード以外の窓部分には、カーテンボックス及びカーテンレールを設置すること。 ・カーテンレール設置箇所には、防災カーテンを設置すること。
園児用下駄箱	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の数に応じた下足箱を設置すること。 ・上下2段で長靴が入る高さ（有効高さ30センチ）とすること。 ・名札差しを設けること。
大人用下駄箱	<ul style="list-style-type: none"> ・25人用の下足箱を設置すること。 ・上下2段で長靴が入る高さ（有効高さ30センチ）とすること。
◆外構	
正門	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の飛び出し防止対策を講じること。
外周	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園外周には侵入及び転落防止のために十分な高さのフェンス等を設置すること。 ・グレーチング側溝を設けること。
デッキテラス	<ul style="list-style-type: none"> ・園児室に外部と内部空間が一体となる人工木材デッキ材のテラスを設置すること。 ・ビニールプール用として給湯栓（混合水栓）を設けること。
園庭	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取方式による全面芝生化とし、NPO法人グリーンスポーツ鳥取へ設計の監修を受けること。 適切な水勾配を計画すること。 ・手洗・足洗場を設けること。 ・砂場（パーゴラ付）を設けること。 ・遊具は、滑り台・3連鉄棒・2連ブランコを設けること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・外遊び道具を収納するプレファブ倉庫を1台（10㎡程度）設置すること
プール	<ul style="list-style-type: none"> ・FRP製とし、大きさは4.5m×3.5m程度を1台設置すること。 ・プールサイドを設け、怪我防止のため柔らかく水はけのよい素材とすること。 ・シャワー・手洗を設けること。 ・外周部にフェンスを設けること。 ・熱中症対策として日除けメッシュシートを設置すること。
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車マスの形状は、2.5m×5.0m以上とする。送迎用車両5台と緊急用車両2台が駐車できること。 ・障がい者等用の駐車スペースを1か所設けること。 ・原則アスファルト舗装とし、適切な水勾配を計画すること。 ・融雪ホースが設置可能な設備を設けること。
保育園名看板	<ul style="list-style-type: none"> ・親しみやすい色調・文字・デザインとなるよう工夫すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミストッカーを設けること。上開き式とし容量は725L程度とすること。 ・風雨がかからない場所に除雪機1台を設置できる計画すること。
◆設備計画	
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・オール電化とすること。 ・更新性、メンテナンス性に配慮した維持管理しやすい計画とすること。 ・職員でも十分に運転、日頃から軽微な点検ができるように簡易で安全性の高い機器、方式を採用すること。
◆電気設備	
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・照明、空調等のスイッチ、コントローラーは、各諸室の入口に設置し操作できるようにすること。 ・省エネルギーへの配慮に加え、水光熱費、維持管理費の抑制を十分に配慮すること。 ・ケーブルについては、エコケーブルを採用すること。
受変電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な受変電設備を設置し、分電盤・制御盤等について適切に整備すること。
電灯・コンセント設備	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー型照明器具（LED）を採用すること。 ・照度は、JIS規格に従い、適切な照度を確保すること。 ・トイレ等の一過性の室については人感、昼光センサー、屋外灯は自動点滅器・タイムスイッチ等を採用すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関と駐車場に屋外照明を設けること。 ・コンセントは業務内容・執務内容に応じた形式及び容量のものとし適切な数量を設けること。 ・園児の安全を考慮して、園児の使用する部屋は扉付きのコンセントとすること。
構内交換設備	<ul style="list-style-type: none"> ・引込柱から事務室まで空配管を行うこと。 ・事務室内端子盤に電話・LANの機器スペース・テレビ機器及び端子を設け、各室へ必要な配管・配線を行えるようにすること。
放送設備	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室内に放送アンプを設置し、園内の各室・園庭へ放送を行えるようにすること。 ・保育室、遊戯室、休憩室、厨房にはアッテネータを設け、放送の音量を調整できるようにすること。
テレビ受信設備	<ul style="list-style-type: none"> ・壁付テレビアンテナを設置し、事務室内でテレビを視聴できるようにすること。
構内情報設備	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室、事務室等（別紙⑧）でネットワーク通信を行うためのLANケーブルを配線し、事務室と遊戯室に情報コンセントを設置すること。無線LANアクセスポイントの設置は別途工事とする。 ・出退勤管理システムのICカードリーダーを既存園舎から移設すること（電源とLANケーブル）。
音響設備	<ul style="list-style-type: none"> ・遊戯室には単独音響設備を設置し、イベントの際に使用できるようにすること。
誘導支援設備	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室に、インターホン親機を設置し、玄関に子機を設置すること。また、事務室と各保育室と調理室には相互インターホンを設置し、連絡が取りあえるようにすること。 ・多目的トイレにトイレ呼出設備を設置し、トイレ内での異常を事務室トイレ呼出表示器に発報させること。
非常呼出設備	<ul style="list-style-type: none"> ・園内各所に異常を知らせるための非常用呼出ボタンを設置すること。 ・非常用呼出ボタンの信号は、事務室内に設置した警報盤に表示し、非常時に迅速な対応ができるようにすること。
自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法に準拠し、火災の早期発見・延焼防止・避難路の確保を図ること。 ・受信機は、壁掛け型とし事務室内に設置すること。
防災照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ・非常照明は、電池内蔵型器具とすること。（点灯点検用リモコン2台を含めること） ・誘導灯は、B級・高輝度型LED器具とすること。
機械警備保障配管設備	<ul style="list-style-type: none"> ・必要場所（別紙⑧による）に位置ボックス設置及び空配管を行うこと。機器及び配線は別途工事とすること。機械警備保障会社と市が別に契約する。
◆機械設備	

消火設備	・消火器 BOX（全埋込型）を設けること。消火器は備品とする。
------	---------------------------------